

令和5年度 一般廃棄物処理実施計画

- ごみ処理実施計画
- し尿・浄化槽汚泥処理計画

延岡市

1. 計画策定の趣旨

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第6条第1項および同法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき、令和5年度の一般廃棄物処理実施計画を定めるものです。

2. 計画の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とします。

3. 計画対象となる廃棄物

本計画の対象は、計画対象地域内で発生する一般廃棄物とします。

4. 計画の対象地域

①収集計画地域：延岡市全域 面積：868.02km² 人口：117,215人
(令和5年3月1日現在)

②ごみ処理計画地域：延岡市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町の全域
面積：1,554.96km² 人口：135,283人 (令和5年3月1日現在)

	延岡市	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町
人口	117,215人	11,254人	3,339人	3,475人
面積	868.02km ²	237.54km ²	277.67km ²	171.73km ²

5. ごみ処理手数料の内容

区 分		内 容	
収集 (家庭系)	燃やすごみ 燃やさないごみ	指定ごみ袋大 (40リットル) 1枚 32円 指定ごみ袋中 (20リットル) 1枚 16円 指定ごみ袋小 (10リットル) 1枚 8円	
	粗大ごみ	粗大ごみ処理手数料納付券 1枚 240円	
	臨時収集ごみ	車両1台ごとに 4,770円	
	小動物の死体	1匹ごとに 820円	
直接搬入 (事業系含む)	燃やすごみ 燃やさないごみ 粗大ごみ 埋立ごみ	50kgごとに 200円	
	小動物の死体	1匹ごとに 200円	

6. 一般廃棄物等の分別区分及び排出方法

1) 家庭系一般廃棄物等の分別区分及び排出方法

分別区分		内容	排出方法	排出容器
資源物	新聞	新聞紙	ひもで縛る。	—
	ダンボール	ダンボール		
	牛乳パック	10以上の牛乳パック		
	本、雑誌、チラシ、紙箱類	本、雑誌、チラシ、菓子箱、紙袋、ハガキ、カタログ、ティッシュの箱等、10未満の牛乳パックやジュース等の紙パック		
	古布	衣類全般（ただし破れ汚れが著しいもの、下着類、和服、合羽、水着等は除く）、布製品（ただし帽子、手袋、ネクタイ、綿入り製品、まくら、カーテン、じゅうたん、足拭きマット等は除く）、毛布	—	20～45ℓの透明袋
	びん	調味料類のびん、酒びん、ドリンクのびん等	混合して排出する。中身を全部出して、水洗いする。	20～45ℓの透明袋
	缶	ジュース缶、ビール缶、菓子缶、缶詰缶等		
	ペットボトル	ペットボトルの識別マークが付いているもの	キャップ・ラベルを取って水洗いする。	20～45ℓの透明袋
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装の識別マークが付いているもの	中身を全部出して、水洗いする。	20～45ℓの透明袋
	使用済小型電子機器等	携帯電話・PHS端末、電話機・ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ・ビデオカメラ等、映像用機器（DVDビデオ、HDDレコーダー等）、音響用機器（CD・MDプレーヤー、ヘッドホン及びイヤホン等）、補助記憶装置（ハードディスク、USBメモリ等）、電子書籍端末、電子辞書・電卓、電子血圧計・電子体温計、理容用機器（ヘアドライヤー、電気かみそり等）、懐中電灯、電子・電気時計、ゲーム機（据置型・携帯ゲーム機等）、カー用品（カーナビ、カーステレオ、ETC車載ユニット等）、上記品目の付属品（リモコン、ACアダプタ、充電器等）	市設置の回収ボックスに直接投入する。	—

(次頁に続く)

分別区分	内容	排出方法	排出容器
燃やすごみ	生ごみ、少量の食用油等、木製品、木くず・剪定枝(市の受入基準を満たすもの)、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品、資源物の対象とならない衣類・布製品等	生ごみの水切り、乾燥。 食用油は紙、布にしみこませるか固める。	燃やすごみ指定袋
燃やさないごみ	ガラス・陶器類(化粧品のびん、芳香剤のびん、哺乳びん等)、資源物以外の金属類(金属製キャップ・ふた〔パッキン等がついているもの〕、スプレー缶、鍋類、オイル缶、塗料缶等)、家電製品(家電リサイクル対象品及びパソコン以外)	割れたガラス等は紙で包む。 スプレー缶等は穴を開け中身を出して空にする。 塗料缶等は中身を出して空にし、ふたを外す。	燃やさないごみ指定袋
	電池(乾電池・ボタン型等)、小型充電式電池(リチウムイオン電池等)、電子たばこ、カメラ(使い捨て)、ライター(使い捨て含む)、水銀使用の温度計・体温計・血圧計	品目ごとに分けて出す。	透明の小袋
粗大ごみ	指定ごみ袋大(40ℓの袋)に入らないもの	粗大ごみシールを貼付する。	—
埋立ごみ	ブロック、瓦、レンガ、スレート、石膏ボード、タイル、漬物石(樹脂製のみ)、物干し台座の <u>8点のみ条件付き</u>	原則清掃工場に直接搬入する。 ※条件付き 埋立ごみのみで (1回につき1袋までごみステーションに排出可)	燃やさないごみ指定袋

2) その他の一般廃棄物等の処理方法

種類		内容	持込先等
小動物 の死体	ペットの場合	犬猫等の小動物の死体	清掃工場 (持込、収集共に有料)
	ペット以外の場合	私有地及び公共管理地(国・ 県有地除く)での犬猫等の小 動物の死体	清掃工場 (無料)
家電リサイクル法で定め られている特定家庭用 機器		テレビ、エアコン、冷蔵庫・ 冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	購入した販売店 指定引取場所 (家電リサイクル券を購 入・貼付)
事業系生ごみ		延岡市内の小・中学校等の給 食残渣、魚市場等から排出さ れる魚腸骨等	処分業許可業者処理施設
		延岡市内のスーパー・コンビ ニエンスストア等から排出さ れる食品残渣	国の登録再生事業者処理 施設
木くず、草、竹		市の処理施設で処理困難又は 受入基準を満たさないもの	処分業許可業者処理施設
タイヤ・畳		市の処理施設で処理困難又は 受入基準を満たさないもの	
海岸等漂着物		海岸等管理者の協力要請を踏 まえて、市の処理施設の処理 能力の範囲または受入基準を 満たすもの	清掃工場 処分業許可業者処理施設
家庭から排出される 使用済みパソコン		デスクトップ型パソコン(本 体)、ノートブック型パソコ ン、ブラウン管(CRT)式表示装 置(ディスプレイ)、液晶式表示 装置(ディスプレイ)、ディスプレ イ(CRT又は液晶)一体型のパソ コン	メーカーに直接電話する 倒産したメーカー、自作の ものなどは、パソコン3R 推進協会へ連絡
処理困難物		バイク(50cc以上)、ピアノ、 バッテリー、農機具、タイヤ (車・バイク用)・エアバッグ 付ハンドル、消火器、廃油、 シンナー、農薬、LPガスボン ベ、レジャー用FRP船、燃料 (ガソリン・灯油等)等	購入した販売店 専門業者 クリーンセンターに相談
特別管理一般廃棄物		PCBを含んだ廃棄物	排出者が処理
		感染性医療廃棄物	医療機関等の排出者が処理
感染性在宅医療廃棄物		CAPD(腹膜透析)バック、チ ューブ、カテーテル類、注射 器・注射針など	医療機関を通じて処理

7. 収集・運搬・持ち込みの概要

1) 収集・運搬の状況

区分			収集主体・収集頻度			
			延岡	北方	北浦	北川
資源物	古紙	新聞	委託 月2回	委託 月2回	委託 月2回	委託 月2回
		ダンボール				
		牛乳パック				
		本、雑誌、チラシ、紙箱類				
	古布	委託 月2回	委託 週1回	委託 月2回	委託 月2回	
	びん					
	缶					
	ペットボトル	委託 週1回	委託 週1回	委託 週1回	委託 週1回	
	プラスチック製容器包装					
使用済小型電子機器等	直営（随時：ボックス回収）					
燃やすごみ			委託 週2回	委託 週2回	委託 週3回	委託 週2回
燃やさないごみ			委託 月2回	委託 週1回	委託 月2回	委託 月2回
粗大ごみ						
臨時収集ごみ			委託（随時）			
小動物の死体			委託（随時）			

2) 清掃工場へのごみ持ち込みの状況

区分	事業者の区分	受入時間	持込方法
個人搬入	排出者	<ul style="list-style-type: none"> ・月～金 8時45分～17時 ・土 8時45分～16時30分 (ただし、土曜日については12時～13時までは昼休み) ・日曜及び祝・祭日は休み <p>※特別な事由がある場合は、変更することがあります</p>	延岡市ごみだしルールブック等に沿って分別し、市販の20ℓ～45ℓの透明袋に入れて搬入する。古紙については、紐でしばる。
許可事業者搬入物	許可事業者		事業系ごみの適正処理ガイドブックに沿って分別されたごみ及び資源物を、飛散流出しない方法で運搬し搬入する。
埋立ごみ	排出者		飛散流出しない方法で搬入する。
小動物の死体	飼主等		ダンボール箱等に入れて搬入する。

8. 中間処理の概要

1) 中間処理の状況

分別区分		処理方法
資源物	古紙	ゲン丸館で選別処理、梱包処理後に資源化
	新聞	
	ダンボール	
	牛乳パック	
	本、雑誌、チラシ、紙箱類	
	古布	
	びん	混合回収されたびん類は、無色、茶色、その他の色に選別し指定法人ルートで資源化
缶	缶類はゲン丸館で機械選別、圧縮処理されスチール、アルミそれぞれに資源化	
ペットボトル	民間のリサイクルセンターで選別、圧縮梱包処理し指定法人ルートで資源化	
プラスチック製容器包装		
使用済小型電子機器等	清掃工場で保管、認定事業者へ引き渡し資源化	
燃やすごみ	焼却処理 焼却に伴って発生する熱は回収して蒸気や電力として周辺施設で利用、焼却灰の一部はセメント原料化、焼却灰から焼却後の金属を回収	
燃やさないごみ	粗大ごみ処理施設で破砕、選別処理後に金属類を資源化 可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は埋立処分	
粗大ごみ		
埋立ごみ	粗大ごみ処理施設に搬入後、埋立処分	

2) 施設の概要

(1) ごみ焼却施設

区 分	内 容
名 称	延岡市清掃工場-夢の杜-
所 在 地	延岡市長浜町3丁目1954番地3
所 管	延岡市
処 理 能 力	218t/24h (109t×2炉)
稼 動 開 始	平成21年4月
処 理 方 式	全連続燃焼式ストーカ炉
建 築 面 積	3,431.84m ² (工場棟のみ)

(2) 粗大ごみ処理施設

区 分	内 容
名 称	延岡市粗大ごみ処理施設
所 在 地	延岡市長浜町3丁目1954番地3
所 管	延岡市
処 理 能 力	せん断プレス：4t/5h 破砕機：40t/5h
稼 動 開 始	昭和60年4月
処 理 方 式	破砕、選別
建 築 面 積	665.50m ²

(3) リサイクル施設

① リサイクルプラザ ゲン丸館

区 分	内 容
名 称	延岡市リサイクルプラザ ゲン丸館
所 在 地	延岡市長浜町3丁目1954番地3
所 管	延岡市
処 理 能 力	古紙・古布 選別・圧縮：19t/5h 缶類 選別・圧縮：4.5t/5h びん類 選別：6.5t/5h
稼 動 開 始	平成8年12月
処 理 方 式	選別、圧縮
建 築 面 積	1,001.99m ²
ストックヤード	処理前：びん・缶：342m ² 処理後：びん・缶：95m ² ：古紙・古布：172m ²

② 一般廃棄物中間処理施設リサイクルセンター

区 分	内 容
名 称	一般廃棄物中間処理施設リサイクルセンター
所 在 地	延岡市小野町4138番地100
所 管	民間事業者
処 理 能 力	ペットボトル：0.5t/1h プラスチック製容器包装：1.0t/1h
稼 動 開 始	平成18年4月
処 理 方 式	破袋、手選別、圧縮・梱包
建 築 面 積	1,395.00m ²
ストックヤード	ペットボトル：300m ² プラスチック製容器包装：300m ²

9. 最終処分概要

1) 最終処分の状況

清掃工場、粗大ごみ処理施設等から排出される残渣や市民が清掃工場へ直接搬入した埋立てごみを処分しています。

2) 施設の概要

①北方最終処分場

区分	内容
名称	延岡市北方最終処分場
所在地 (管理事務所)	延岡市北方町笠下寅1番1ほか (延岡市北方町笠下寅69番地)
所管	延岡市
総面積	約100,000m ²
埋立計画面積	約26,000m ² (1期 18,500m ²)
埋立計画容量	約300,000m ³ (1期 155,000m ³)
埋立計画期間	約30年 (1期 15年)
構造	管理型 (オープン型)
浸出水処理能力	200m ³ /日
供用開始	平成26年3月18日
埋立方式	セル及びサンドイッチ方式の併用
浸出水の処理	流入調整 → カルシウム除去 → 生物処理 → 膜ろ過 → 活性炭処理 → キレート処理 (重金属除去) → 脱塩 → 消毒 → 放流

②最終処分場跡地

区分	内容
名称	川島埋立場
所在地	延岡市川島町1224番地1
所管	延岡市
跡地内施設	川島埋立場浸出水処理施設、川島ふれあい公園

③川島埋立場浸出水処理施設

区分	内容
名称	川島埋立場浸出水処理施設
埋立終了	平成26年3月
埋立終了届出	平成28年4月
浸出水の処理	凝集分離、生物脱窒素、凝集膜分離、活性炭吸着

④川島ふれあい公園

区分	内容
名称	川島ふれあい公園
供用開始	令和3年7月
総面積	約65,000m ²
公園施設概要	芝生広場7,500m ² 、多目的広場13,000m ² 、 植栽広場66,00m ² 、駐車場150台、遊歩道1,5km
総工費	362,212千円

10. 処理計画量

ごみ区分	内 訳		合 計
燃やすごみ	家庭系	21,616 t	35,913 t
	事業系	14,297 t	
燃やさないごみ	家庭系	1,548 t	2,687 t
	事業系	1,139 t	
資源物	家庭系	2,607 t	3,072 t
	事業系	465 t	
オフィス古紙			7 t
事業系生ごみ			1,029 t
集団回収			469 t
合 計			43,177 t

11. 最終処分場に搬入されるごみ(残渣等)の内訳

焼却処分	粗大ごみ処理 施設	ゲン丸館	直接埋立	合計
3,655 t	1,100 t	18 t	122 t	4,895 t

12. 資源化の方法及び量

下記の事業の実施により、ごみの資源化を図ります。

事業項目	内容	資源化計画量
リサイクルプラザ「ゲン丸館」における資源化	市内全域で分別により収集する資源物及び施設に直接搬入される資源物について、選別・圧縮・梱包処理を行い、再資源化を図る。 (古紙・古布、びん・缶、非鉄金属)	2,179 t
「リサイクルセンター」における資源化	市内全域で分別により収集する資源物について、選別・圧縮・梱包処理を行い、再資源化を図る。 (ペットボトル・プラスチック製容器包装)	691 t
使用済小型電子機器等のリサイクル	市内全域で公共機関を中心に設置した回収ボックスで回収する使用済小型電子機器等について、認定事業者を引き渡し資源化を図る。	2 t
鉄くず売却	延岡市粗大ごみ処理施設に搬入される金属及び延岡市清掃工場から排出される焼却後の金属の資源化を図る。	712 t
事業所OA古紙 (オフィス町内会)	事業所から排出されるOA古紙を回収後、トレットペーパーに再生し、ごみの減量化を図る。	7 t
事業系生ごみの堆肥化	市内小中学校給食残渣や魚市場等から排出される魚腸骨を(株)延岡地区有機肥料センターで堆肥化する。	805 t
食品リサイクル	市内スーパー・コンビニエンスストア等から排出される食品残渣を国の登録再生事業者で飼料化する。	224 t
焼却灰の原料化	延岡市清掃工場で排出される焼却灰を民間に処理委託しセメント原料化する。	511 t
副生塩の資源化	北方最終処分場の浸水処理施設で発生する副生塩を民間に売却し、皮のなめし剤としての有効利用を図る。	41 t
集団回収	自治会等有価物を回収し回収業者に売却した量に応じて補助金を交付し、リサイクルの推進を図る。	469 t

1 3. 他自治体のごみの受入れ

	受入ごみ	令和5年度受入計画量	受入施設
西白杵広域行政事務組合	燃やすごみ	4, 196t/年	焼却施設
	資源物(プラスチック製容器包装)	<u>26t/年</u>	リサイクルセンター
		4, 222t/年	

1 4. ごみ減量化・資源化の取り組み

1) 延岡市ごみ減量化対策懇話会との連携及び市民団体への支援と協力

市民や事業者等で構成する延岡市ごみ減量化対策懇話会を継続し、ごみの減量化、資源の有効活用等を推進します。また、ごみ減量化に取り組む各種市民団体等との支援協力体制の構築を図ります。

2) プラスチックごみの排出抑制・資源化の推進

- ・「3マイ運動」(マイバッグ、マイボトル、マイ箸の利用)を推進し、レジ袋をはじめとする使い捨て容器包装の排出抑制を図ります。
- ・資源物の中でも、分別を間違えやすく、違反ごみとしての排出や燃やすごみとしての排出が目立つ、プラスチック製容器包装類の正しい分別方法について、重点的に普及啓発に取り組み、プラスチックごみの更なる資源化を推進します。
- ・ポイ捨てによるごみの流出は海洋プラスチック汚染にもつながることから、様々な媒体や機会を活用し、積極的に、ポイ捨ての禁止を呼びかけ、海洋汚染の防止をはじめとする環境保全やプラスチックごみリサイクルの更なる推進を図ります。

3) 生ごみの減量化・資源化の推進

- ・「3切り運動」(水切り、食べ切り、使い切り)や「30・10運動」(宴会が始まった後の30分間とお開き前の10分間は、料理を食べることに集中する)、「エコクッキング」等の普及啓発、県と連携した「食べきり協力店」の登録拡大などに取り組み食品ロスの削減を図ります。
- ・ごみの減量に大きな効果が期待できる生ごみの水切りについて、より効果的な水切り方法の普及啓発とあわせ、水切りネットを啓発グッズとして配布することにより、幅広い定着を図ります。

- ・生ごみ処理容器等購入補助制度を継続・強化を図るとともに、家庭から排出される堆肥化された生ごみの受入れを行うことで更なる生ごみの減量化・資源化の推進を図ります。
- ・延岡地区有機肥料センターや市外民間事業者における食品残渣等の堆肥化により、事業系生ごみの減量化・資源化の推進を図ります。

4) 事業系ごみ対策

- ・市が率先して、ペーパーレス化等に取り組むとともに、市内事業所に向けた周知啓発に努め、事業系紙ごみの減量化・資源化を推進します。
- ・事業所における生ごみ処理容器等の利用促進や延岡地区有機肥料センターにおける生ごみの堆肥化等により、事業系生ごみの減量化・資源化を推進します。
- ・家庭ごみステーションへの事業系ごみの不適正排出について啓発や指導等を徹底することにより、事業系ごみの更なる減量化と適正処理の推進を図ります。
- ・清掃工場への不適正なごみの搬入を防止するため、引き続きごみの展開検査を実施し、事業系ごみの更なる減量化と適正処理の推進を図ります。
- ・清掃工場へのイベントごみの搬入について、適正処理を促す計画書や実施報告書の提出を求めるとともに、イベントごみ減量の手引きによる分別指導を行います。
- ・大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見照会の場を活用し、多量なごみの排出が予想される大規模小売店を対象に、分別や適正処理についての啓発等を行います。

5) 集団回収事業

ごみの排出を抑制し、資源の有効利用を推進するために、古紙類やびん、缶、ペットボトル等を回収する団体に対して、奨励金を交付します。

6) オフィス町内会事業

企業、官公庁等から排出される使用済みOA古紙を回収し、再生トイレットペーパー「おかえりなさい」として資源化します。

7) グリーン購入^{※1}の推進

環境負荷の低減に資する物品・役務の調達を推進するとともに、それらに関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

8) 分別品目拡充による資源化の推進

家庭から排出される小型充電式電池及び蛍光管の分別収集についての計画を推進します。

15. 啓発事業

1) こども向け環境学習会

市内小学生を対象に環境学習会を実施し、ごみの分別や環境問題等への関心を高めます。

2) 施設見学会

小学校の児童による社会科授業の一環として清掃工場等の施設見学を実施します。また、女性団体・高齢者クラブ・周辺市町村等の市民に対して見学会等を実施します。

3) 夏休みこどもごみ体験ツアー

夏休み期間を利用して、市内小学校の4年生から6年生を対象にごみ体験ツアーを実施し、リサイクル施設の見学等を通じて、ごみの現状や問題についての理解を促し、分別やリサイクルへの関心を高めます。

4) ごみ減量・リサイクル推進ポスター展

市内小学生・中学生を対象にごみの減量やリサイクルを促進するための啓発用ポスターを公募し、優秀な作品を選考・表彰することにより、循環型社会のあり方について考えるきっかけにするとともに、ごみの減量やリサイクルの普及促進を図ります。

※1 グリーン購入：環境負荷の低減に配慮した製品を購入すること。具体的には、容器や包装のないものや長く使えるもの、必要なものを必要なだけ買うなどの工夫をして買い物をする。

5) 各種イベントを活用した啓発

アースデイや学園祭等の各種イベントへの参加を通じて、市民にごみに関する情報を発信します。

6) 地区別ごみカレンダーや各種啓発冊子等の配布

地区別ごみカレンダーや延岡市ごみだしルールブック、事業系ごみの適正処理ガイドブック、カラス対策ガイドブック、チラシ等を配布し、ごみの発生抑制・分別・資源化のための啓発を行います。

7) その他広報等を活用した啓発

広報のべおかや市のホームページ、ケーブルメディアワイワイやFMのべおか等を活用し、ごみの排出抑制やリサイクルの推進等、ごみ問題への関心を高めるための情報提供を行います。

8) 出前講座、分別説明会の実施

自治会・女性団体・事業所等の各種会合や市役所出張出前講座等を活用し、ごみ問題や分別に関する啓発を行います。

9) クリーンステーション指導員講習会

年に1回、クリーンステーション指導員を対象に講習会を行い、クリーンステーション指導員制度の充実を図り、地域住民との更なる協力体制の構築を推進します。

10) 延岡市ごみ減量功労者表彰

ごみ減量に関して、特に顕著な功績があった個人や団体（事業者を含む）について、クリーンステーション指導員講習会で表彰を行い、活動内容をホームページ等で紹介し、ごみの減量化・資源化に向けた周知啓発や意識の高揚を図ります。

11) 転入手続きの機会に合わせた情報提供

市外からの転入手続きの際に、延岡市ごみだしルールブック等の配布や生ごみ処理容器等購入補助制度等に関する情報提供を行い、ごみの減量化・資源化に向けた周知啓発を図ります。

12) 市内商業施設での街頭キャンペーン

市内商業施設の店頭で、チラシ等を配布し、ごみの分別や環境問題等について啓発を行います。

13) 広報車・塵芥収集車を活用した啓発

広報車による啓発を行うとともに塵芥収集車の外側面を活用して、ごみ問題に対する啓発を行います。

16. ごみステーション方式による収集

家庭系ごみの収集については、効率性などを踏まえステーション方式による収集を継続します。

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみについては、排出抑制及び分別の徹底を促進するため指定袋制、粗大ごみシール制を継続します。

1) ごみステーションへの排出方法

ごみ収集日の朝8時30分までに、市の定める排出方法により、ごみステーションに排出することとします。

2) ごみステーションの設置

ごみステーションは自治会等の申請により、市と自治会等とが協議のうえで収集作業等に支障のない場所に設置することとします。また、その規模は、分別の徹底やごみ質の悪化を防ぐため、自治会の組単位に一箇所程度を目安とします。

なお、現在、一部存在している戸別のごみステーションについては、その解消に向けた取り組みを継続して行います。

3) ごみステーション管理

ごみステーションは設置者（自治会等）自らが管理を行うものとし、ごみステーションの清潔保持や違反ごみの対応等に努めることとします。管理を行っている自治会等には、ごみステーション維持管理補助制度やごみステーション整備補助制度に基づき補助金を交付します。

また、クリーンステーション指導員を対象に講習会を開くなどして、クリーンステーション指導員制度の充実を図り、地域住民との協力体制の構築を図ります。

①ステーション維持管理補助制度

「400円／世帯×自治会（区等）管理のステーション利用世帯数」を区等に交付。

②ステーション設置整備補助制度

A. 新設・建替・改修

補助対象額： 10,000円以上

補助率： 総経費の1/2

補助限度額： 25,000円

B. ごみ散乱防止ネット等の設置

補助対象額： 2,000円以上

補助率： 総経費の1/2

補助限度額： 5,000円

4) 自治会（区等）との連携

ごみステーションは自治会（区等）が管理していることから、円滑な収集及び、ごみステーションの適正な管理を図るため、自治会（区等）との連携に努めます。区長やクリーンステーション指導員等から相談があった場合には、啓発看板の設置や立ち番指導等を実施します。それでも効果が得られない場合は、ごみステーション監視カメラの設置について協議します。

17. 市民サービスの充実

高齢者や障がい者等のごみ出しの困難な世帯に対しては、自治会との協議の上で、個別の対応（ふれあい収集）を行います。

18. 事業系ごみの処理計画

1) 排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理を行うことを原則とします。

2) 許可業者による収集・運搬と自己搬入

事業者がごみを排出する場合には、事業系ごみの適正処理ガイドブック等に従った分別を行い、許可業者に収集・運搬を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。

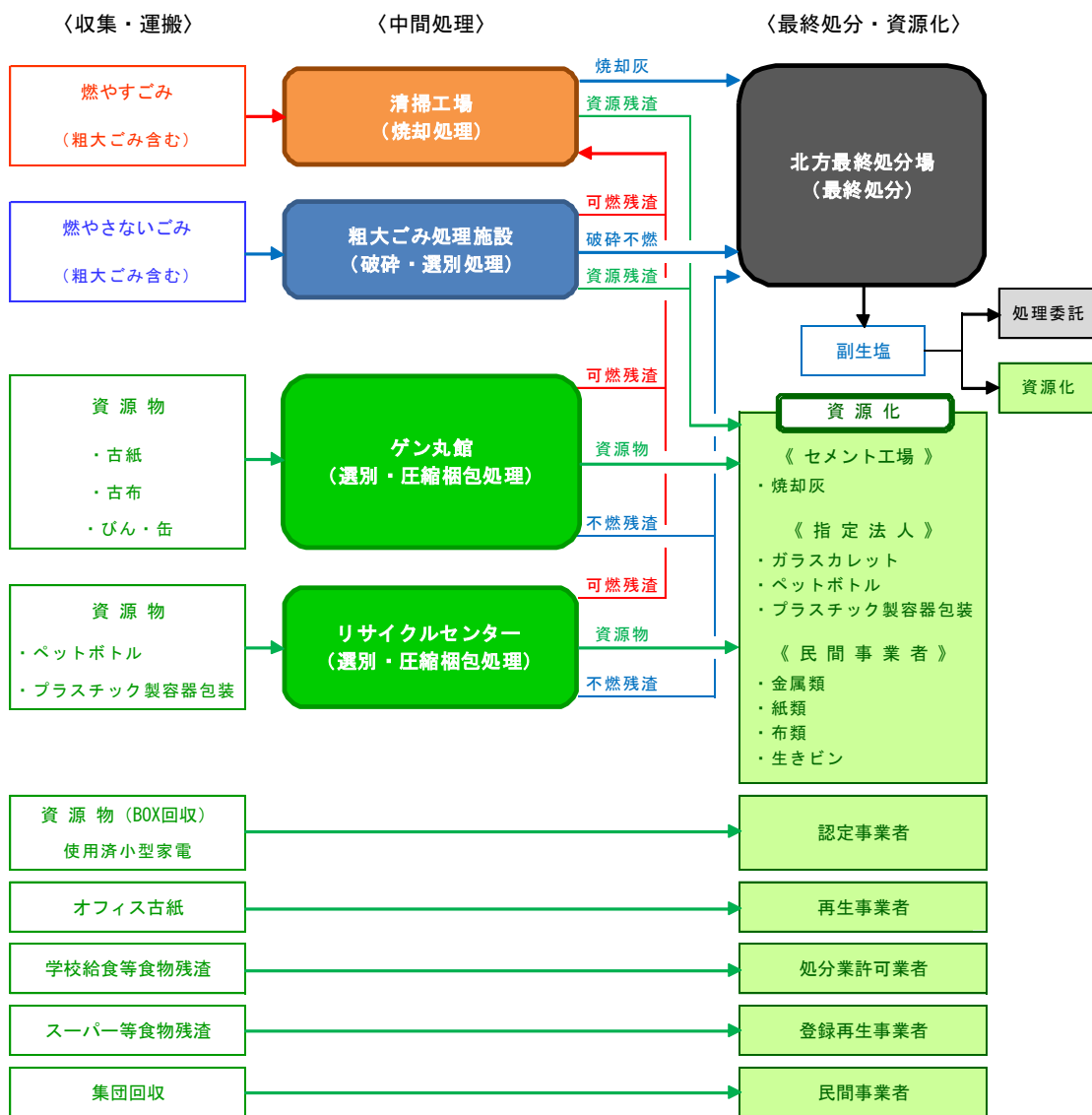
許可業者は、事業系一般廃棄物の減量・資源化の推進に大きく関わっていることから、事業者への分別徹底の呼びかけ並びに適正な収集・運搬を行います。

収集・運搬業の許可については、今後の社会経済状況の変動による事業系一般廃棄物処理量の増加や、災害等による多量ごみの収集等、新たなニーズによりその対応が必要であると判断される場合には、検討を行なうこととします。

3) 一般廃棄物処分業の許可

廃掃法に定める基準に適合し、リサイクルを行う処分業であって循環型社会の形成のために必要である、又は適正処理困難物の処理促進の観点から必要であると判断される場合は許可を行います。それ以外の許可については、原則行いません。

19. ごみ処理の流れ



20. 基本方針

基本方針1 行政・事業者・市民の協働によるごみの減量化、資源化の推進

ごみの減量化、資源化を最優先事項とし、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任^{※1}を踏まえた事業活動を行い、市はこうした市民・事業者の取り組みを促すための施策の実施に加え、資源の分別回収品目を増やすなど、三者の協働による4Rの取り組みを推進していきます。

基本施策1 行政における方策

基本施策2 市民における方策

基本施策3 事業者における方策

基本方針2 環境に配慮したごみの適正処理

ごみを効率的、効果的に分別回収するため、市民・事業者に分別の協力を求めるとともに、資源の分別回収品目の追加を行い、ごみの減量化、資源化を促進します。そのような取り組みにより、施設への負荷の軽減を図りつつ、施設や設備の適切な点検・整備及び強靭化を含めた更新計画により、ごみ処理能力の維持を図ります。同時に施設の安全で安定的な運転管理に努め、資源物の回収、エネルギー活用^{※2}を推進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備を図ります。

民間事業者への処理委託については、経済性・効率性を考慮し継続するとともに、処理体制の充実を図っていきます。

基本施策1 収集・運搬計画

基本施策2 中間処理計画

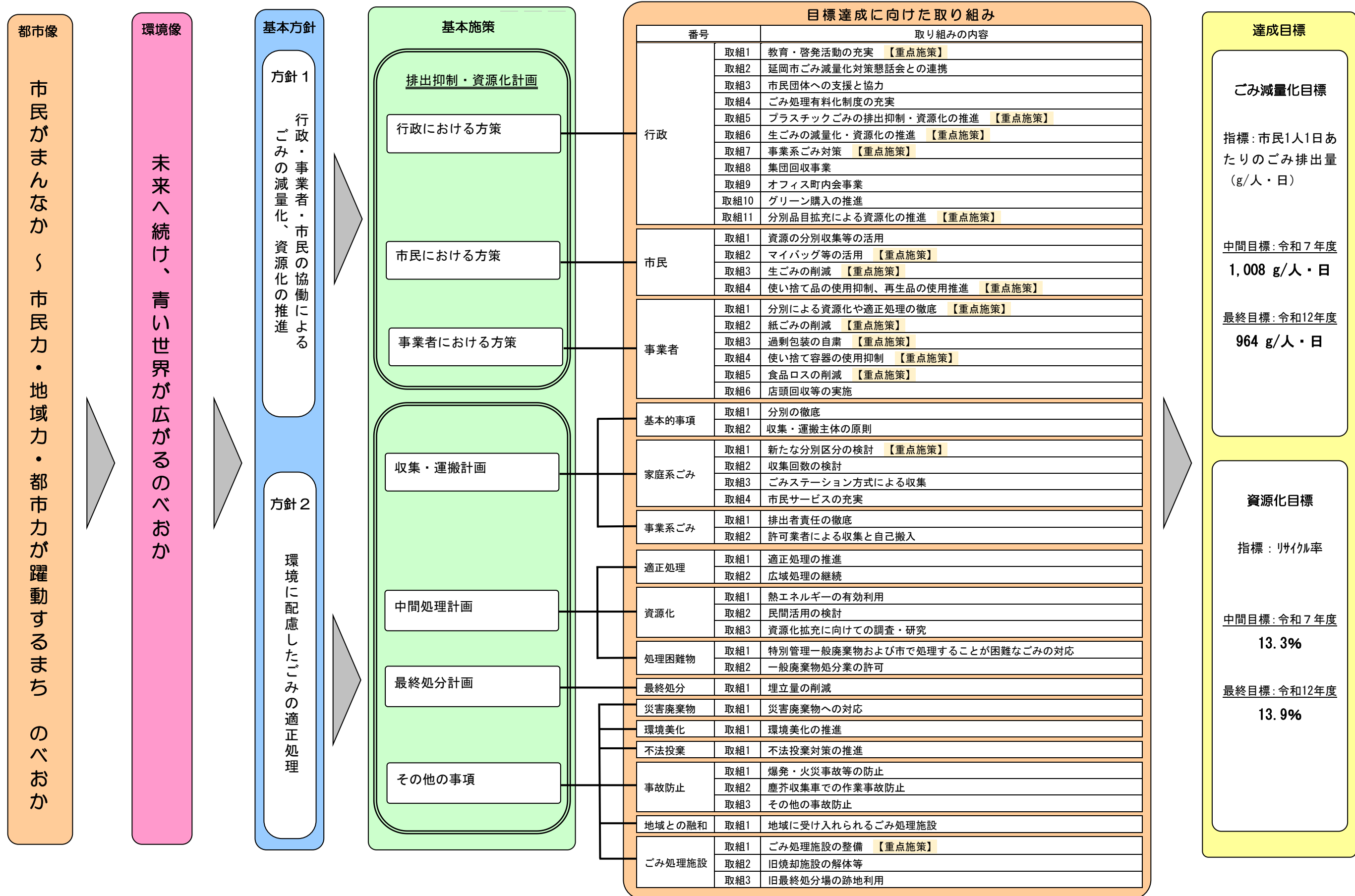
基本施策3 最終処分計画

基本施策4 その他の事項

※1 拡大生産者責任:生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方

※2 エネルギー活用:ごみ焼却施設で発生する余熱利用(発電、蒸気)

2.1. 取り組みの体系



2.2. し尿・浄化槽汚泥処理計画

1) 収集運搬

(1) し尿

委託業者による衛生的かつ迅速な収集運搬に取り組みます。

収集周期については、収集の効率性などをふまえ、30～40日に1回を原則とします。ただし、災害等により緊急の処置が必要と判断した場合には、その都度収集を行います。

(2) 浄化槽汚泥

許可業者による収集運搬を原則とします。

収集運搬業の許可については、現体制を継続します。但し、適正な体制確保の観点から必要と判断される場合は、その都度検討を行うこととします。

2) 中間処理、資源化、最終処分

収集したし尿及び浄化槽汚泥は全量を延岡市衛生センターで処理します。

衛生センターの処理過程で発生する汚泥については、隣接する下水処理場で脱水処理を行った後、民間に処理を委託し堆肥化します。

また、衛生センターの処理過程で発生するし渣については、延岡市清掃工場で焼却し、その残渣は本市の最終処分場にて埋立処分します。

3) 施設の概要

区分	内容
名称	延岡市衛生センター
所在地	延岡市東浜砂町1496
所管	延岡市
敷地面積	5,800m ²
処理能力	し尿：68kℓ/日 浄化槽汚泥：97kℓ/日
稼動開始	平成3年4月
処理方式	一次処理：嫌気性消化 二次処理以降：下水道投入
脱臭処理方式	高中濃度臭気：燃焼脱臭（清掃工場） 低濃度臭気：イオン交換樹脂吸着脱臭